



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第60号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(2)(総務課).....	1
	鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令(3)(＃).....	2
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(4)(職員課).....	3
	佐治川ダム操作規則及び百谷ダム操作規則の一部を改正する訓令(5)(河川砂防課).....	7

## 訓 令

### 鳥取県訓令第2号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和26年鳥取県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要
1~11の2	略				1~11の2	略			
12 地方機関の長印	略				12 地方機関の長印	略			
第1号					第1号				
第2号					第2号				
第3号	鳥取県健康福祉センター所長印	15ミリメートル平方	子ども家庭課長	納入通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金関係文書用	第3号	鳥取県健康福祉センター所長印	15ミリメートル平方	子育て支援課長	納入通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金関係文書用

第4号	鳥取県地方国土整備局長印	15ミリメートル平方	住宅環境課長	納入通知書等電子計算機により処理する県営住宅関係文書用
13~20 略				
21 機関の印 第1号	鳥取県何所(機関名)印	30ミリメートル平方	機関の長	
第2号	健何鳥所取県印保	55ミリメートル平方	保健所長	ふぐ取扱又はふぐ調理の営業の認証に係る標識に用いる焼印章
22 略				

第4号	鳥取県土木事務所長印	15ミリメートル平方	住宅課長	納入通知書等電子計算機により処理する県営住宅関係文書用
13~20 略				
21 機関の印 第1号	鳥取県何所(機関名)印	30ミリメートル平方	機関の長	
22 略				

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程(平成5年鳥取県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(郵送)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 文書管理主任は、郵便物を発送するときは、郵便物発送簿(様式第15号)又は郵便規則第49条第1項の料金後納郵便差出票に記載するとともに鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)第17条第1項に規定する郵券印紙受払簿により郵便切手の受払いを明確にするものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第16条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>課</td> <td>名</td> <td>記号</td> </tr> </table>	部	課	名	記号	<p>(郵送)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 文書管理主任は、郵便物を発送するときは、郵便物発送簿(様式第15号)又は郵便規則第49条第1項の料金後納郵便差出票に記載するとともに鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)第17条第2項に規定する郵券印紙受払簿により郵便切手の受払いを明確にするものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第16条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>課</td> <td>名</td> <td>記号</td> </tr> </table>	部	課	名	記号
部	課	名	記号						
部	課	名	記号						

略		
総務部	略	
	国際課	国際
	電子県庁推進課	電県
	行政監察室	行
	人権推進課	人推
	同和対策課	同
企画部	略	
	文化振興課	文振
	国内交流推進室	国交
	略	
福祉保健部	略	
	子ども家庭課	子家
	略	
略		
商工労働部	経済政策課	経政
	経済交流課	経交
	産業開発課	産開
	略	
農林水産部	略	
	経営支援課	経支
	団体指導課	団指
	略	
	耕地課	耕
	略	
	水産課	水
略		
県土整備部	略	
略		

略		
総務部	略	
	同和対策課	同
	国際課	国際
	行政監察室	行
企画部	略	
	文化振興課	文振
	略	
福祉保健部	略	
	子育て支援課	子育
	略	
略		
商工労働部	経済通商課	経通
	経営商業課	経商
	工業振興課	工振
	略	
農林水産部	略	
	経営指導課	経指
	略	
	耕地課	耕
	農村整備課	農整
	略	
	水産課	水
	漁港課	漁港
略		
土木部	略	
略		

附 則

この訓令は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県訓令第 4 号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもってこれに代えることができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ア）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">（ア） 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用す</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ア）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</p>	<p style="text-align: center;">（ア） 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用す</p>	<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもってこれに代えることができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ア）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">（ア） 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ア）</p> <p>鳥取県……に任命する</p>	<p style="text-align: center;">（ア） 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p>
<p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ア）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</p>	<p style="text-align: center;">（ア） 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用す</p>				
<p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ア）</p> <p>鳥取県……に任命する</p>	<p style="text-align: center;">（ア） 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p>				

.....職.....級に決定する

.....号給を給する

.....勤務を命ずる

(イ)

.....を命ずる

任期は...年...月...日までとする

2～4 略

5 転任(任命権者を異にする他の部局から転入させる場合)

鳥取県.....に任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

6 略

7 転職(昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合)

鳥取県.....に任命する

.....を命ずる

8～10 略

11 併任(任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者そのまま職員として任用する場合又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣を受ける場合)

鳥取県.....にあわせて任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

12及び13 略

14 辞職(職員の意思によって退職させる場合)

辞職を承認する

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)

る場合に限る。

任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)を採用する場合を除く。

枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。

所属部課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

任期付研究員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。

略

職員の種類を異動させる場合に限る。

略

略

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。

.....職.....級に決定する

.....号給を給する

.....勤務を命ずる

(イ)

.....を命ずる

任期は...年...月...日までとする

2～4 略

5 転任(任命権者を異にする他の部局から転入させる場合)

鳥取県.....に任命する

.....職.....級に決定する

.....号級を給する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

6 略

7 転職(昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合)

鳥取県.....に任命する

.....職.....級に決定する

.....号級を給する

.....を命ずる

8～10 略

11 併任(任命権者を異にする他の部局に所属する者をそのまま職員として任用する場合又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣を受ける場合)

鳥取県.....にあわせて任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

12及び13 略

14 辞職(職員の意思によって退職させる場合)

辞職を承認する

任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)を採用する場合を除く。

枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。

所属部課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

任期付研究員を採用する場合に限る。

略

職員の種類を異動させる場合に限る。

給料表を異にして異動させる場合に限る。

略

略

15～20 略

21 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により...年...月...日まで育児休業を承認する

給与は地方公務員の育児休業等に関する法律附則第5条第2項の規定により支給する

22～31 略

32 任期更新

再任用の任期を...年...月...日まで更新する

任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する

任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する

33 任期満了退職

再任用の任期の満了による退職

任期付研究員の任期の満了による退職

任期付職員の任期の満了による退職

34～37 略

38 派遣（地方自治法第25条の17、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣する場合）

地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・公益法人等への職員の

略

地方公務員の育児休業等に関する法律附則第5条第2項の規定の適用を受ける者の育児休業を承認する場合に限る。

地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。

再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。

任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。

任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。

略

15～20 略

21 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により...年...月...日まで育児休業を承認する

給与は地方公務員の育児休業等に関する法律附則第5条第2項の規定により支給する

22～31 略

32 任期更新

再任用の任期を...年...月...日まで更新する

任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する

33 任期満了退職

再任用の任期の満了による退職

任期付研究員の任期の満了による退職

34～37 略

38 派遣（地方自治法第25条の17の規定又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条の規定により派遣する場合）

地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条の規定）によ

略

地方公務員の育児休業等に関する法律附則第5条第2項の規定の適用を受ける者の育児休業を承認する場合に限る。

地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。

再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。

任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。

略

派遣等に関する条例第2条第1項の規定)

(ア) により.....へ.....年...  
...月.....日まで派遣する  
派遣の期間中、給料、扶  
養手当、調整手当、住居  
手当及び期末手当のそれ

(イ) ぞれ100分の.....を支給  
する(派遣の期間中、給  
与は支給しない)

39 派遣期間更新(派遣の  
期間を更新する場合)

派遣の期間を.....年.....  
月.....日まで更新する  
更新に係る期間中、給料、  
扶養手当、調整手当、住  
居手当及び期末手当のそ

(ア) ぞれ100分の.....を支  
給する(更新に係る期間  
中、給与は支給しない)

40~45 略

46 給与決定(転職(給料  
表を異にして異動させる  
場合及び職務の級又は号  
給に変更がある場合に限  
る。)又は転任に伴い、  
給与を決定する場合)  
.....職...級に決定する  
.....号給を給する

第2~第4 略

第2号様式(第2条関係)

昇給(昇格)・給与決定通知書

略 略

(ア) 派遣先とする

海外派遣条例又は公益法人等  
派遣条例の規定により派遣す  
る場合に限る。

(イ) 支給する割合とする。

海外派遣条例又は公益法人等  
派遣条例の規定により派遣の  
期間を更新する場合に限る

(ア) 支給する割合とする。

略

枠外の場合には「特に.....円  
を給する」とする。

略

(ア)

り.....へ.....年.....月  
.....日まで派遣する派遣  
の期間中、給料、扶養手  
当、調整手当、住居手当  
及び期末手当のそれ

(イ) ぞれ100分の.....を支  
給する(派遣の期間中、給  
与は支給しない)

39 派遣期間更新(派遣の  
期間を更新する場合)

派遣の期間を.....年.....  
月.....日まで更新する  
更新に係る期間中、給料、  
扶養手当、調整手当、住  
居手当及び期末手当のそ

(ア) ぞれ100分の.....を支  
給する(更新に係る期間  
中、給与は支給しない)

40~45 略

第2号様式(第2条関係)

昇給(昇格)通知書

略 略

(ア) 派遣先とする

海外派遣条例の規定により派  
遣する場合に限る。

(イ) 支給する割合とする。

海外派遣条例の規定により派  
遣の期間を更新する場合に限  
る

(ア) 支給する割合とする。

略

附 則

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する用紙で、改正前の職員の任免発令規程の定めるところにより作成されているものは、改正後の職員の任免発令規程(以下「新訓令」という。)の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新訓令に定める書類として使用することができる。

鳥取県訓令第5号

佐治川ダム操作規則及び百谷ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 佐治川ダム操作規則及び百谷ダム操作規則の一部を改正する訓令

(佐治川ダム操作規則の一部改正)

第1条 佐治川ダム操作規則(昭和47年鳥取県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第12条 <u>八頭地方県土整備局長</u>(以下「局長」という。)は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第12条 <u>郡家土木事務所長</u>(以下「所長」という。)は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第13条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに<u>次に</u>定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) <u>鳥取県土整備部河川砂防課、国土交通省鳥取工事事務所、鳥取地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに<u>次の各号に</u>定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) <u>鳥取県土木部砂防利水課、建設省鳥取工事事務所、鳥取地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>(洪水調節)</p> <p>第14条 局長は、<u>次に</u>定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、これによらないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(洪水調節)</p> <p>第14条 所長は、<u>次の各号に</u>定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、これによらないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第15条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位をこえているときは、<u>速やかに</u>、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p>	<p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第15条 所長は、前条の規定により洪水調節を行なった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なった後において、水位が常時満水位をこえているときは、<u>すみやかに</u>、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p>
<p>(洪水に達しない流水の調節)</p> <p>第16条 局長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。</p>	<p>(洪水に達しない流水の調節)</p> <p>第16条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。</p>
<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第17条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>



## (放流の原則)

第19条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

## (不特定用水の供給のための放流)

第21条 局長は、かんがい期間において、不特定用水の供給のために必要があると認めるときは、貯留量の範囲内で必要量をダムから放流しなければならない。

## (放流に関する通知等)

第22条 局長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 2 略

## (点検及び整備)

第26条 局長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

## (1)~(7) 略

2 局長は、ゲート、バルブ及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

## (調査又は測定)

第27条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

## (ゲート等の操作記録)

第28条 局長は、第14条の規定により洪水調節を行ったとき、第15条の規定により放流を行ったとき、又は第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

## (1)~(5) 略

2 局長は、前項に規定する場合を除き、第24条の規定によりゲートを操作したとき、又は第25条の規定により放流管バルブを操作したときは、その状況を前項の規定に準じて記録しておかなければならない。

## (調査結果等の記録)

第29条 局長は、第26条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第27条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかなければならない。

## (放流の原則)

第19条 所長は、ダムから放流を行なう場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

## (不特定用水の供給のための放流)

第21条 所長は、かんがい期間において、不特定用水の供給のために必要があると認めるときは、貯留量の範囲内で必要量をダムから放流しなければならない。

## (放流に関する通知等)

第22条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 2 略

## (点検及び整備)

第26条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

## (1)~(7) 略

2 所長は、ゲート、バルブ及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

## (調査又は測定)

第27条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

## (ゲート等の操作記録)

第28条 所長は、第14条の規定により洪水調節を行なったとき、第15条の規定により放流を行なったとき、又は第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

## (1)~(5) 略

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第24条の規定によりゲートを操作したとき、又は第25条の規定により放流管バルブを操作したときは、その状況を前項の規定に準じて記録しておかなければならない。

## (調査結果等の記録)

第29条 所長は、第26条の規定により点検及び整備を行なった結果並びに第27条の規定により調査又は測定を行なった結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第30条 局長は、知事が別に定めるところより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第30条 所長は、知事が別に定めるところより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(百谷ダム操作規則の一部改正)

第2条 百谷ダム操作規則(昭和50年鳥取県訓令第3号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第11条 鳥取地方県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第11条 鳥取土木事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 鳥取県土整備部河川砂防課、国土交通省鳥取工事事務所、鳥取地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 鳥取県土木部砂防利水課、建設省鳥取工事事務所、鳥取地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>(洪水調節等)</p> <p>第13条 局長は、次に定めるところにより、洪水調節等を行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(洪水調節等)</p> <p>第13条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節等を行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第14条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。</p>
<p>(放流の原則)</p> <p>第16条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないように努めなければならない。</p>	<p>(放流の原則)</p> <p>第16条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないように努めなければならない。</p>
<p>(不特定用水の補給のための放流)</p> <p>第17条 局長は、不特定用水の補給のため必要があると認める場合においては、ダムより毎秒0.03立方メートルを限度として放流するものとする。</p>	<p>(不特定用水の補給のための放流)</p> <p>第17条 所長は、不特定用水の補給のため必要があると認める場合においては、ダムより毎秒0.03立方メートルを限度として放流するものとする。</p>
<p>(放流に関する通知等)</p>	<p>(放流に関する通知等)</p>

第18条 局長は、ダムによって貯留された流水を放流することにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 2 略

（点検及び整備）

第21条 局長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、洪水期間においては定期及び適時に、非洪水期間においては定期に、点検及び整備を行わなければならない。

（1）～（6）略

2 局長は、ゲート等を常に良好な状態に保つため、非洪水期間において適時試運転を行わなければならない。

（調査又は測定）

第22条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

（ゲート等の操作記録）

第23条 局長は、第13条の規定により洪水調節等を行ったとき、又は第19条及び第20条の規定によりゲート等の操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

（1）～（5）略

（調査結果等の記録）

第24条 局長は、第21条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第22条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかなければならない。

（管理月報及び管理年報の作成）

第25条 局長は、知事が別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第18条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## 2 略

（点検及び整備）

第21条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、洪水期間においては定期及び適時に、非洪水期間においては定期に、点検及び整備を行わなければならない。

（1）～（6）略

2 所長は、ゲート等を常に良好な状態に保つため、非洪水期間において適時試運転を行わなければならない。

（調査又は測定）

第22条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

（ゲート等の操作記録）

第23条 所長は、第13条の規定により洪水調節等を行ったとき、又は第19条及び第20条の規定によりゲート等の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

（1）～（5）略

（調査結果等の記録）

第24条 所長は、第21条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第22条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかなければならない。

（管理月報及び管理年報の作成）

第25条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

## 附 則

この訓令は、平成14年 4月 1日から施行する。

